

令和2年度大江町緊急経営改善支援金交付要綱

(交付の目的)

第1条 町内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、山形県からの企業等の活動の自粛要請に協力し、かつ新型コロナウイルス感染症を乗り越えるための経営改善の検討に取り組む法人又は個人事業者（以下「事業者」という。）に対して、大江町補助金等の適正化に関する規則（昭和56年3月23日規則第3号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において事業者に対し緊急経営改善支援金（以下「支援金」という。）を交付する。

(交付の相手方)

第2条 支援金の交付を受けることのできる事業者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に施設等を有する事業者
- (2) 山形県からの企業等の活動の自粛要請を受け、令和2年4月25日から同年5月10日までの間、別表に掲げる施設等の営業自粛又は夜間営業の自粛を行った者
- (3) 新型コロナウイルス感染症を乗り越えるための経営改善の検討に取り組む者
- (4) 次のいずれにも該当しない者
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）
 - ウ 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員等であるもの
 - エ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの
 - オ 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用してしているもの
 - カ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
 - キ その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、交付対象者が法人にあつては20万円、個人事業者にあつては10万円とする。

(交付申請)

第4条 交付対象者は、支援金の交付を受けようとするときは、規則第5条に定める補助金等交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 山形県緊急経営改善支援金交付申請書の写し
- (2) その他町長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第5条 町長は、前条の規定による交付の申請があった場合は、その内容を審査し、支援金の交付決定及び額の確定又は不交付の決定を行い、交付申請を行った事業者に通知するものとする。

(支援金の支払)

第6条 町長は、前条による支援金の交付決定及び額の確定を行った場合は、支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 町長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消し、支援金の全額を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき
- (2) 規則又はこの要綱に違反する行為があったとき
- (3) 支援金の交付の目的に著しく反する行為があったとき

(支援金の返還)

第8条 支援金の交付を受けた者は、前条の規定による取消しの通知を受けたときは、速やかに支援金を返還しなければならない。

(関係書類の保管)

第9条 交付対象者は、第2条第1項に係る次に掲げる書類を整備し、支援金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間（令和7年度まで）保管しなければならない。

- (1) 営業実態が確認できる書類（次に掲げる書類のうちいずれか1つとする。）
 - ア 業種に係る営業許可証等の写し（許可や届け出が必要な業種は必須）
 - イ 直近の帳簿の写し
 - ウ その他営業実態が確認できるもの
- (2) 営業自粛の状況が確認できる書類（次に掲げる書類のうちいずれか1つとする。）
 - ア 営業自粛期間を告知する店頭張り紙を撮影した写真
 - イ 営業自粛期間を告知するホームページ等の写し
 - ウ その他営業自粛の状況が確認できるもの
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、必要と認める場合は前項各号に掲げる書類の提出を交付対象者へ求めることができる。

(雑則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和 2 年 5 月 12 日から施行する。

別表

施設等の種類	内 訳	要請内容
○3密（密閉・密集・密接）が起きやすい業態		
飲食店等	飲食店、料理店、喫茶店、居酒屋等	夜間営業（午後8時以降）の自粛
遊興施設等	キャバレー、ナイトクラブ、スナック、バー、漫画喫茶、ネットカフェ、カラオケボックス、個室ビデオ店、パチンコ店、麻雀店、ゲームセンター等	営業自粛
映画館等	映画館、劇場、ライブハウス等	営業自粛
屋内運動施設	運動施設（屋内プール等）、ボウリング場、スポーツクラブ等	営業自粛
○県外からの人の移動・県民の県内外の往来に関する業態		
宿泊施設	ホテル、旅館等	営業自粛
観光地・温泉地にある店舗	飲食店（昼間の営業のみも含む）、お土産屋等	営業自粛
立寄施設	ドライブイン、道の駅、お土産屋、博物館、美術館、資料館、体験施設、遊園地等	営業自粛
屋外運動施設	ゴルフ場	営業自粛
旅行業	旅行業者（旅行代理店）	営業自粛
交通等	貸切バス、旅客船（舟下り等）、ロープウェイ等	営業自粛